



環境消毒について

R5.11.6 大分県南部保健所

「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」

(令和4年3月11日付け健感発0311第8号)

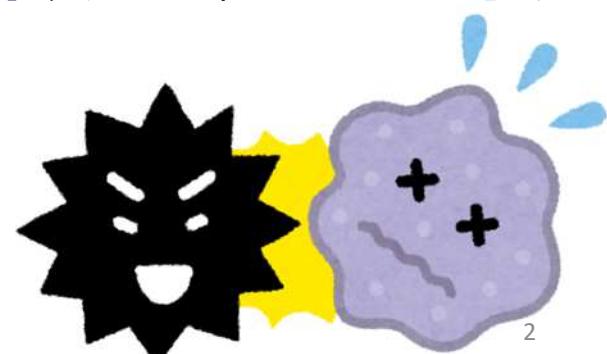
- ・感染症の病原体に汚染された機器・器具・環境の消毒・滅菌方法について記載されている。
- ・病原体毎に有効な消毒方法を示している。

※消毒方法の例

熱水

消毒薬(消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム 等)

ホルマリン燻蒸



「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」 (令和4年3月11日付け健感発0311第8号)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000911978.pdf>

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The top navigation bar includes links for language selection (Japanese), font size adjustment, and English site access. The main menu features categories like Home, About the Ministry, Statistical Information, Application Forms, and Infectious Disease Information. Below the menu, a breadcrumb trail indicates the document's location: Home > Policy > General Policy General > Health > Infectious Disease Information. A red box highlights the "Infectious Disease Information" link. On the left, there's a sidebar for "Infectious Disease Information" with links to various topics such as COVID-19, infection prevention, and international health. The right sidebar lists general policies across various sectors like Health, Food, and Welfare. At the bottom, a "Topics" section provides updates on vaccination and other health news.

言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

ひとくらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ホーム

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報

感染症情報

- 新型コロナウイルス感染症について
- 感染症情報
- 感染症発生動向調査
- 薬剤耐性(AMR)対策
- 海外での感染症予防
- 災害における感染症対策
- 感染症対策
- 感染症に関する指針
- 予防接種情報
- 届出申請関係情報

感染症関連日本語英語対訳表 (Japanese-English translation for words and terms on infectious diseases.)

人材育成 感染症エクスプレス@厚労省 関連情報 感染症・予防接種相談窓口

トピックス

2023年11月1日更新 新型コロナワクチンに関する情報を更新しました。 [NEW]

2023年11月1日更新 新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ [NEW]

2023年10月27日更新 新型コロナワクチンの「接種開始後の安全性の評価」が更新されました。 [NEW]

2023年10月26日掲載 感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラム [NEW]

2023年10月25日更新 風疹の追加的対策について [NEW]

ページの先頭へ戻る

災害時における感染症対策

災害時における避難所での感染症対策

被災した家屋での感染症対策

災害時に注意する感染症について

ページの先頭へ戻る

感染症対策

竣工チケット

[PDF] 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き [630KB] ↗



ページの先頭へ戻る

感染症に関わる指針

[PDF] インフルエンザ [172KB] ↗

[PDF] 性感染症 [PDF形式: 229KB] ↗

[PDF] 後天性免疫不全症群 [PDF形式: 266KB] ↗

[PDF] 締核 ↗

[PDF] 麻疹 [270KB] ↗

[PDF] 風疹 [PDF形式: 173KB] ↗

[PDF] 蝙蝠介感染症 [258KB] ↗

技術上の指針

レジオネラ症

ページの先頭へ戻る

予防接種情報

予防接種情報

ページの先頭へ戻る

届出申請関係情報

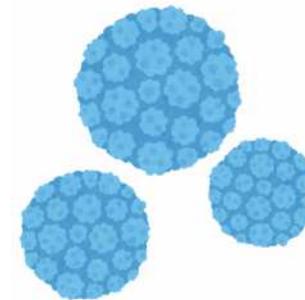


←こちらでスマートフォンからでも確認できます

主な病原体の消毒方法

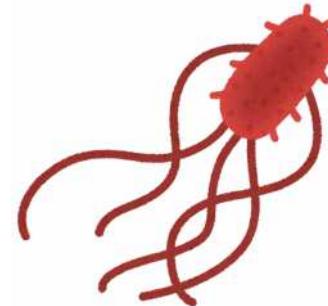
○ノロウイルス

- ・次亜塩素酸ナトリウム



○腸管出血性大腸菌

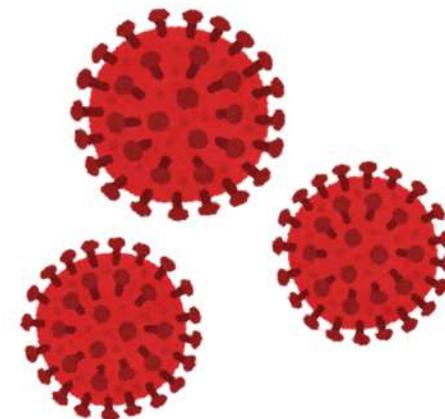
- ・次亜塩素酸ナトリウム
- ・消毒用アルコール
- ・第4級アンモニウム塩(塩化ベンザルコニウム等)



主な病原体の消毒方法

○新型コロナウイルス

- ・熱水
- ・消毒用アルコール
- ・次亜塩素酸ナトリウム
- ・洗剤(住宅家具用洗剤、台所用洗剤等)
- ・次亜塩素酸水



消毒と除菌

「消毒」は、菌やウイルスを無毒化すること。

「薬機法」(※1)に基づき、厚生労働大臣が品質・有効性・安全性を確認した「医薬品・医薬部外品」の製品に記されている。

「除菌」は、菌やウイルスの数を減らすこと。「医薬品・医薬部外品」以外の製品に記されることが多い。「消毒」の表示がなくても、実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もある(一部の洗剤や漂白剤など)。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

消毒と除菌

「医薬品・医薬部外品」の「消毒剤」であっても、それ以外の「除菌剤」であっても、**全ての菌やウイルスに効果があるわけではないので注意が必要。**

また、手指など人体に用いる場合は、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」(「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの)を使用すること。

どの消毒剤・除菌剤を購入する場合でも、**使用方法、有効成分、濃度、使用期限などを確認し、情報が不十分な場合には使用を控えること。**

各消毒方法について



主な消毒方法は、熱と薬剤

1. 熱による消毒

- 80°C～(病原体によって温度は異なる)の热水

※洗えるものに利用可能

(給湯器のお湯だと温度が低いため、沸騰させたお湯で)

2. 薬剤による消毒

- 消毒用エタノール
- 次亜塩素酸ナトリウム 等

※ 薬剤は使用方法(濃度・用途など)を守る

※ 先に洗剤で汚れを落としてから、殺菌する

①消毒用エタノール

- ・70%以上95%以下のエタノール

- ・市販されているアルコール製品の中には、70%未満の物もあるので注意。
(その場合、「消毒用」とは記載されていないので、使用前に確認してください。)

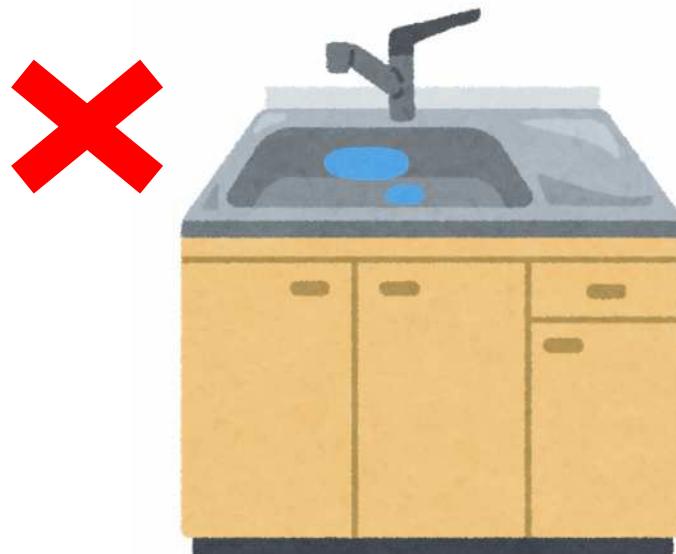


濃度が記載されていない商品ではエタノール濃度が70%未満の場合があるので、消毒用としての使用には適さないおそれがある。

①消毒用エタノール

取り扱い時の注意点

- ・ 効きにくいウイルスあり(ノロウイルス等)
- ・ 汚れが残っていると効果がない
- ・ 水分が残っていると効果がない



②次亜塩素酸ナトリウム

- ・塩素系漂白剤
- ・商品名は「ハイター」、「ブリーチ」等
- ・使用方法に従い、薄めて使用する



注意 「次亜塩素酸水」とは全く別ものです！！

次亜塩素酸ナトリウム : アルカリ性、原液は長期保存可能
次亜塩素酸水 : 酸性、不安定で時間とともに急速に効果が無くなる

②次亜塩素酸ナトリウム

取り扱い時の注意点

○換気をする



○手袋、マスクを着用する

○次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、水拭きをして
乾燥させる

(水拭きをしないと、変色や金属のさびの原因になる)

必ず換気！



②次亜塩素酸ナトリウム

取り扱い時の注意点

○噴霧しない(吸引すると有害)



○光や高温に不安定なので、薄めた液の作り置きは
避ける
(冷暗所保存では2週間程度使用可能)



←アルミホイル
などで覆う

○酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険！



次亜塩素酸水について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により消毒用エタノールの入手が困難になり、代わりに使用できる商品として広く販売されるようになった。
- ・元々は食品添加物として野菜等の消毒に使用。
(「食品添加物」の表示がある商品のみ使用可。)
- ・食品添加物の次亜塩素酸水は塩酸又は食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液。
- ・食品添加物では殺菌料の一種であり、調理器具や容器、野菜・果物等の殺菌方法として大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省作成)に規定されている。



「次亜塩素酸ナトリウム」「亜塩素酸水」とは全く別もの！！

次亜塩素酸水について

・食品添加物以外の次亜塩素酸水について、新型コロナウイルスとノロウイルスに対する消毒効果を国が検証している。

→ 新型コロナウイルスに対しては、下記条件で効果あり

- 1) 消毒したいモノ(場所)の汚れをあらかじめ落としておく
- 2) 有効塩素濃度80ppm以上の次亜塩素酸水で消毒したいモノの表面をヒタヒタになるまでたっぷりぬらす
- 3) 20秒以上おいてから、きれいな布やペーパータオルでふきとる
- 4) 汚れがひどい場合は有効塩素濃度200ppm以上のものを使用

→ ノロウイルスに対しては、商品によっては効果がないものあり

ノロウイルスの消毒は次亜塩素酸ナトリウムで！！

消毒時の注意点

- ・噴霧しない

→ 消毒薬は「清拭」「浸漬」が基本

消毒剤は対象物に触れることで効果が発揮されるため、環境表面や空間に噴霧するだけでは消毒剤の触れる箇所にムラができ、十分な効果は得られない。

厚生労働省は消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある状況での空間噴霧はすすめられない、としている。

消毒時の注意点

- ・濃度と作用時間を守る
→ どの消毒方法であっても確実に消毒するためには濃度と作用時間が大切

製品に記載された使用上の注意をよく読み、正しく守ること。「消毒用」or「除菌用」の記載もチェック！
使用の際は、濃度や使用期限等を確認すること。
消毒薬の種類によっては遮光性のボトル等を使用し、冷暗所に保管すること。

次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒

(ノロウイルス)



ノロウイルスの場合

消毒液の作成方法(原液濃度5%使用)

対象物・濃度 作りたい量	嘔吐物・下痢便等	ドアノブ・手すり等
	0.2%(2000ppm)	0.02%(200ppm)
500ml (0.5リットル)	20ml+水480ml	2ml+水498ml
1000ml (1リットル)	40ml+水960ml	4ml+水996ml
2000ml	80ml+水1920ml	8ml+水1992ml
3000ml	120ml+水2880ml	12ml+水2988ml
4000ml	160ml+水3840ml	16ml+水3984ml
5000ml (5リットル)	200ml+4800ml	20ml+水4980ml

次亜塩素酸ナトリウムの希釀方法（計算式）

$$\frac{\text{作りたい量 (ml)} \times \text{作りたい次亜塩素酸ナトリウム液の濃度 (\% / 100)}}{\text{原液の次亜塩素酸ナトリウム液の濃度 (\% / 100)}} = \text{水に加える原液の量 (ml)}$$

水に加える
原液の量 (ml)
20

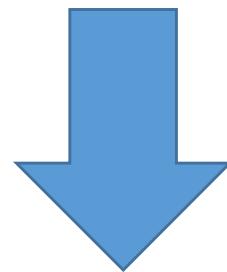
0.2%の濃度の消毒液の作り方(2L)

5%次亜塩素酸ナトリウム液80mL

||



ペットボトルのふた
約16杯分



2Lペットボトルに上記の量を入れた後、水を入れて希釈する



あらかじめ80mLの位置に
ラインを入れておくと、
作る時に簡単です

適切な消毒で
感染症対策を実施してください

